

補助者規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大阪府行政書士会（以下「本会」という。）会則第61条に基づき補助者に関する事項を定め、もって行政書士業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

第2章 補助者

(補助者の定義)

第2条 補助者とは、会員が行政書士法（以下「法」という。）第1条の2及び第1条の3の業務を行うにつき、その事務を補助させるために使用する者をいう。

- 2 本規則において、会員とは、行政書士（法第8条第1項にいう使用人である行政書士等を除く。）及び行政書士法人をいう。
- 3 補助者は、会員の指揮監督の下、所属する事務所において補助業務を行うものとし、その事務所と異なる場所において常時補助業務を行ってはならない。

(補助者の員数)

第3条 会員は、必要な数の補助者を置くことができる。

(使用の制限)

第4条 会員は次の各号に該当する者を補助者として使用することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 補助者として明らかに不適格な者

(補助者の使用責任)

第5条 会員は補助者に補助業務を行わせるときは、補助者の指導、監督を徹底しなければならない。

- 2 会員は、補助者が補助業務を遂行するに際し、依頼者若しくは第三者に損害を与えたときは、その責を負わなければならない。
- 3 会員は、補助者の資質向上のため、毎年

1回以上、本会が指定する研修会に補助者を出席させなければならない。

(補助者届)

第6条 会員は、補助者を置くときは、届出書に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- (1) 補助者となるべき者の履歴書
- (2) 会員の誓約書
- (3) 使用制限に該当しない旨の誓約書
- (4) 住所を証する書面
- (5) 写真2枚

(補助者証及び補助者章)

第7条 本会は、補助者届を受理した後すみやかに、会員に対し、別に定める補助者証及び補助者章を交付しなければならない。

- 2 会員は、補助者の執務に際して補助者証を携帯させ、補助者章を着用させなければならない。
- 3 会員は、補助者証又は補助者章を滅失若しくは損傷したときは、再交付を請求しなければならない。

(補助者証の有効期間及び更新申請)

第8条 補助者証の有効期間は、補助者証発行の日から3ヵ年とする。

- 2 会員は、有効期間満了日までに、補助者証の更新申請を行わなければならない。
- 3 補助者証の更新は、別に定める補助者証更新申請書に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- (1) 住所に変更があった場合は、住所を証する書面
- (2) 写真2枚

(廃止届)

第9条 会員は、補助者を廃止したときは、その旨の届出書を14日以内に本会に提出しなければならない。この場合、補助者証及び補助者章を本会に返還しなければならない。

(届出書の催告)

第10条 本会は、必要がある場合は、会員に

対して補助者の設置、異動及び廃止の届出
を行うよう催告することができる。

る。
(平成19年3月27日理事会承認)

(秘密を守る義務)

第11条 補助者は、正当な理由がなく、その
業務上取り扱った事項について知り得た秘密
を漏らしてはならない。補助者でなくなった
後も、また同様とする。

(支部長の処置)

第12条 支部長は、所属支部会員のうち、こ
の規則に抵触する者がある事実を知ったと
きは、遅滞なく、意見を付して本会に報告
しなければならない。

(委任規定)

第13条 この規則の運用については別に規程
を定める。

(規則の改廃)

第14条 この規則の制定、改廃は、理事会の
承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から実施
する。

(昭和63年1月30日 理事会承認)

(経過措置)

2 この規則施行の際、既に補助者設置届を
本会に提出している者は、第6条の届出が
あったものとみなす。但し、補助者証に関
しては、この規則の第8条第2項所定の手
続を得なければならない。

附 則

昭和63年9月26日 一部改正 理事会承認

附 則

平成11年3月18日 一部改正 理事会承認

附 則

平成12年4月14日 一部改正 理事会承認

附 則

平成17年3月28日 一部改正 理事会承認

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行す